未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

第1章 総則

(約款の趣旨)

- 第1条 この約款は、租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座および同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者(以下、「お客さま」といいます。)が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税(以下、「未成年者口座にかかる非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設された未成年者口座は近課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号および第6号に規定する要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。
 - 2 当社は、この約款に基づき、お客さまとの間で租税特別措置法第37条の 14の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」および同項第 6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」(以下、両者を合わせて「本 契約」といいます。)を締結します。
 - 3 お客さまと当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、証券取引約款その他の当社が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。

第2章 未成年者口座の管理

(未成年者口座開設届出書等の提出)

- お客さまが未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けるために 第2条 は、当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14 の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認 書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設 届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座 廃止通知書」の提出をするとともに、租税特別措置法施行規則第18条 の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める 書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客さまが租税 特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令 第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住 所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受け る必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因 となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する 年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受入れているときは、当該廃 止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座 廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはでき ません。なお、お客さまからの申請に基づく「未成年者非課税適用確認 書」を当社がお客さまに代わって受領した場合は、当該確認書はお客さ まから当社へ提出されたものとして取扱い、特にお申出がない限り当社 で当該確認書を保管するものとします。
 - 2 当社に未成年者口座を開設しているお客さまは、当社および他の証券会社もしくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」および「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。
 - 3 お客さまが未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。なお、その年の1月1日において20歳以上であり、かつお客さまの未成年者口座に設けられた第

3条第1項に規定する非課税管理勘定のすべておよび同条第3項に規定する継続管理勘定のすべてについて、受入れている上場株式等の残高がない場合は、「未成年者口座廃止届出書」が提出されたものとみなします。

- 4 お客さまがその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記帳または保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。
- 5 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客さまがその年1月1日において17歳である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客さまが1月1日において17歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

(非課税管理勘定および継続管理勘定の設定)

- 第3条 未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記帳または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第16条から第18条、第20条および第25条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記帳または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客さまがその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。
 - 2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途に おいて提出された場合における当該提出された日の属する年にあって は、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提 出された場合にあっては、所轄税務署長から当社にお客さまの未成年者 口座の開設ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しよ うとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設け にれます
 - 3 未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定 (この約款に基づき振替口座簿への記帳または保管の委託がされる上場 株式等につき、当該記帳または保管の委託に関する記録を他の取引に関 する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024 年から2028年までの各年(お客さまがその年の1月1日において20歳未 満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。

(非課税管理勘定および継続管理勘定における処理)

第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記帳または保管の委託は、当該記帳または保管の委託にかかる口座に設けられた非課税管理 勘定または継続管理勘定において処理いたします。

(未成年者口座に受入れる上場株式等の範囲)

- 第5条 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等にかかる上場株式等を除きます。)で当社が定めるもののみを受入れます。
 - ① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下、「受入期間」といいます。)

に受入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受入れた上場株式等についてはその移管にかかる払出し時の金額をいいます。)の合計額が80万円(②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管にかかる払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

- イ 受入期間内に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、 取次ぎまたは代理を含みます。)により取得をした上場株式等、 当社から取得をした上場株式等または当社が行う上場株式等の 募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集 に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、 その取得後直ちに当該未成年者口座に受入れられるもの
- ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座にかかる他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当社に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下、「5年経過日」といいます。)の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当社が定める期日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替え て準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等
- 2 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等で当社が定めるもののみを受入れます。
 - ① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座にかかる非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当社に対し、前項第1号口に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)で、当該移管にかかる払出し時の金額の合計額が80万円(②により受入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管にかかる払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの
 - ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定にかかる5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当社が定める期日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)
 - ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替え て準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

(譲渡の方法)

第6条 非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記帳または 保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方 法、当社に対して譲渡する方法または租税特別措置法第37条の10第3項 第4号または同法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事 由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭 以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこ ととします。

(未成年者口座にかかる投資信託の取扱い)

- 第7条 未成年者口座に受入れた投資信託(累積投資の委任に関する契約を当社 と締結しているものに限ります。)にかかる収益分配金については、他 の契約の定めにかかわらずお客さまへ返還するものとします。
 - 2 第5条第1号イに掲げる上場株式等のうち国内の投資信託を未成年者口座に受入れる際、当該非課税管理勘定における取得金額の合計が80万円

を上回った場合は、当該上回った金額に相当する口数は課税未成年者口 座に受入れるものとします。

(課税未成年者口座等への移管)

- 第8条 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。
 - ① 非課税管理勘定にかかる5年経過日において有する当該非課税管理 勘定にかかる上場株式等(第5条第1項第1号ロもしくは第2号ま たは同条第2項第1号もしくは第2号の移管がされるものを除く) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管
 - イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客さまが18歳 未満である場合

当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた 課税未成年者口座への移管

- ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管
- ② お客さまがその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日 において有する継続管理勘定にかかる上場株式等 同日の翌日に行 う他の保管口座への移管
- 2 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管ならびに前項第1号口および第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。
 - ① お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号もしくは第7項において準用する同号に規定する書面を当社が定める期日までに提出した場合または当社に特定口座(租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設していない場合
 - 一般口座への移管
 - ② ①に掲げる以外の場合 特定口座(前項1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特 定口座に限ります。)への移管

(非課税管理勘定および継続管理勘定の管理)

- 第9条 非課税管理勘定または継続管理勘定に記帳または保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。
 - ① 災害等による返還等および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定にかかる上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。)による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等にかかる有価証券のお客さまへの返還を行わないこ
 - ② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および第18条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価にかかる金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。)または贈与をしないこと
 - イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6 号または第7号に規定する事由による譲渡
 - ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合にかかるものに限ります。) による譲渡
 - ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号または第8号に掲 げる譲渡
 - 二 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由に

よる同号に規定する新株予約権の譲渡

- ホ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式または同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものにかかる請求権の行使、取得事由の発生または取得決議(これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます。)による譲渡
- ③ 当該上場株式等の譲渡の対価(その額が租税特別措置法第37条の11 第3項または第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式 等にかかる譲渡所得等にかかる収入金額とみなされる金銭その他の 資産を含みます。)または当該上場株式等にかかる配当等として交 付を受ける金銭その他の資産(上場株式等にかかる同法第9条の8 に規定する配当等で、当社が国内における同条に規定する支払の取 扱者ではないものおよび前号に掲げる譲渡の対価として交付を受け る金銭その他の資産で、その交付が当社を経由して行われないもの を除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。)は、その受 領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託すること
- ④ 新株予約権(金融商品取引所に上場されている新株予約権で、会社 法第236条第1項第9号に掲げる事項についての定めがないものに 限ります。)の行使を行わないこと。

(未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法)

第10条 お客さまが支払を受ける未成年者口座内上場株式等の配当等のうち、上場株式(金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF(上場投資信託)、上場REIT(不動産投資信託)および上場JDR(日本版預託証券)を含みます。)について支払われる配当金および分配金(以下、「配当金等」といいます。)を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。

(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)

第11条 第8条もしくは第9条に規定する要件に該当しないこととなる事由また は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに 当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成 年者口座を廃止いたします。

(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第12条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。)への移管にかかるものに限ります。)があった場合には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該未成年者口座にかかる未成年者口座内上場株式等を取得した者)に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額および数、その払出しにかかる事由およびその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

(出国時の取扱い)

- 第13条 お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。
 - 2 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お 客さまの未成年者口座にかかる未成年者口座内上場株式等の全てを当該 未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。
 - 3 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当社に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座にかかる非課税管理勘定への上場株式等の受入れは行いません。

第3章 課税未成年者口座の管理

(課税未成年者口座の設定)

第14条 課税未成年者口座(お客さまが当社に開設している特定口座もしくはお客さまから預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座でこの約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。

(課税管理勘定における処理)

第15条 課税未成年者口座における上場株式等(租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第16条から第18条および第20条において同じ。)の振替口座簿への記帳もしくは保管の委託または金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記帳もしくは保管の委託または預入れもしくは預託にかかる口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記帳もしくは保管の委託がされる上場株式等または預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記帳もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。

(譲渡の方法)

第16条 課税管理勘定において振替口座簿への記帳または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対してする方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または同法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

(課税管理勘定での管理)

第17条 課税管理勘定において振替口座簿への記帳または保管の委託がされている上場株式等にかかる譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託いたします。

(課税管理勘定の金銭等の管理)

- 第18条 課税未成年者口座に記帳または保管の委託がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。
 - ① 災害等による返還等および上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等にかかる有価証券のお客さまへの返還を行わないこと
 - ② 当該上場株式等の第16条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価にかかる金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。)または贈与をしないこと
 - イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6 号または第7号に規定する事由による譲渡
 - 和税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合にかかるものに限ります。) による譲渡
 - ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号または第8号に掲 げる譲渡
 - 二 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由に よる同号に規定する新株予約権の譲渡
 - ホ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式または同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものにかかる請求権の行使、取得事由の発生または取得決議(これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます。)による譲渡

- ③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記帳または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座にかかる上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと
- ④ 新株予約権(金融商品取引所に上場されている新株予約権で、会社 法第236条第1項第9号に掲げる事項についての定めがないものに 限ります。)の行使を行わないこと。

(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)

第19条 第17条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または 災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたとき に当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられ た未成年者口座を廃止いたします。

(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)

- 第20条 お客さまが課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その 基準年の1月1日において、当社に重複して開設されている当該課税未 成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当 該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。
 - 2 前項の場合において、廃止される特定口座にかかる振替口座簿に記帳または保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当社に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。

(出国時の取扱い)

第21条 お客さまが出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章(第16条および第20条を除く)の適用があるものとして取り扱います。

第4章 口座への入出金

(課税未成年者口座への入出金処理)

- 第22条 お客さまが課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客さま本人に帰属する資金により行うこととし、入金はお客さま名義の当社証券口座からの入金によることといたします。
 - 2 お客さまが未成年者口座または課税未成年者口座から出金または証券の 移管(以下この条において「出金等」といいます。)を行う場合には、 お客さま名義の証券口座へ移管することといたします。
 - 3 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客さままたはお客さまの法定代理人に限ることとします。
 - 4 お客さまの法定代理人が第2項の出金等を行う場合には、当社は当該出金等に関してお客さまの同意がある旨を確認することとします。
 - 5 前項に定める同意を確認できない場合には、当社は当該出金等にかかる 金銭または証券がお客さま本人のために用いられることを確認すること とします。
 - 6 お客さま本人が第2項に定める出金等を行う場合には、お客さまの法定 代理人の同意(同意書の提出を含む)が必要となります。

第5章 代理人による取引の届出

(代理人による取引の届出)

第23条 お客さまの代理人が、未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。

なお、代理人は法定代理人に限るものとします。

2 お客さまが前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。

第6章 その他の通則

(取引残高の通知)

第24条 お客さまが15歳に達した場合には、当社は未成年者口座および課税未成 年者口座に関する取引残高をお客さま本人に通知いたします。

(未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示)

- 第25条 お客さまが受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等(未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第15条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受入れようとする場合には、当該取得にかかる注文等を行う際に当社に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。
 - 2 お客さまが未成年者口座および未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。
 - 3 「投信積立取引取扱規定」に規定する投資信託の定時定額購入取引により買付けた投資信託を未成年者口座に受入れる際に同一約定日の買付があった場合は、当社の定める優先順位にしたがって未成年者口座へ受入れるものとします。

(テレフォントレード)

第26条 お客さまは、「オンライントレード・テレフォントレード規定」に規定 するオンライントレードおよびテレフォントレードのうち、テレフォン トレードの利用をお申込みいただくことができます。

(基準年以降の手続き等)

第27条 基準年に達した場合には、当社はお客さま本人に払出制限が解除された 旨および取引残高を通知いたします。

(非課税口座のみなし開設)

- 第28条 2017年から2028年までの各年(その年1月1日においてお客さまが20歳である年に限ります。)の1月1日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。
 - 2 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において20歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。

(本契約の解除)

- 第29条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。
 - ① お客さままたは法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
 - ② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者 口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等 廃止事由が生じた場合
 - 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
 - ③ 第2条第3項なお書きにより「未成年者口座廃止届出書」が提出されたものとみなされた場合

当社が定める日

- ④ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出 国届出書」の提出があった場合 出国日
- ⑤ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に 該当しないこととなった場合(お客さまが出国の日の前日までに第 13条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した 場合を除きます。)

租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃 止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)

- ⑥ お客さまが出国の日の前日までに第13条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが20歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合
 - その年の1月1日においてお客さまが20歳である年の前年12月31日 の翌日
- ⑦ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合

本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日なお、お客さまの相続人・受遺者から相続が発生した旨の連絡を受けた場合は、当社は「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出を受ける前であってもお客さまの未成年者口座でお預りする上場株式等を未成年者口座から払出すことができるものとします。

(約款の改定)

第30条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたと きに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内 容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表 示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

2022年4月